

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設 拡充 延長 その他 ）

No	26	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の拡充（漁業協同組合等関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象 漁業協同組合等で青色申告書を提出するものが、特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを事業の用に供した場合には、その特定機械装置等について、基準取得価額の30%相当額の特別償却又は基準取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用を行うことができる。</p> <p>・特例措置の内容 次の現行特例措置に加えて、通常措置及び上乗せ措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加し、上乗せ措置については、「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直した上で、適用期限を2年間延長する。</p> <p>(1) 対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 (2) 対象設備：全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア (3) 特例措置：30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が選択可能 (4) 取得価格：機械・装置は1設備160万円以上、器具・備品は1設備120万円以上、ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上 (5) 生産性向上に資する設備に対する投資への優遇措置の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30%の特別償却 → 即時償却 ・7%の税額控除 → 10%の税額控除（個人事業主、資本金3千万円以下法人の税額控除をさらに深掘り） → 税額控除の適応範囲を拡大（個人事業主、資本金3千万円以下法人の税額控除をさらに深掘り） <p>○対象者：青色申告者である中小企業者等（①資本金または出資金の額が1億円以下の法人、②資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主（漁業者含む）、④漁業協同組合等）</p> <p>○対象設備：従来からの対象設備のうち、次の生産性向上に資する要件を満たす設備</p> <p>設備区分 生産性向上に資する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 最新モデル（NC旋盤等ソフトウェアが組み込まれた機械は一代前モデルも含む）、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすもの ・サーバー用電子計算機※ 最新モデル、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすもの ・試験又は測定機器 設備の稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を持つもの ・一定のソフトウェア※ 投資計画を作成し、投資利益率が5%以上であることについて地方経済産業局の確認を受けた投資計画に記載されたもの ・生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 <p>※サーバー用電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要。</p>		
関係条文	地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4		
減収見込額	[初年度] 5,979 (▲15,065)	[平年度] 5,979 (▲15,065)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] -		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 魚価の低迷や燃油・資材価格の高騰による生産流通コストの高騰等、水産業を巡る情勢は厳しいものとなっている。こうした状況の中、漁業経営の安定を実現するためには、漁協等による設備の近代化及び合理化を通じ、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進めることが重要であり、幅広い機器等が対象で、広範に投資促進効果のある本特例措置の延長が必要である。</p> <p>水産基本計画（平成 24 年 3 月閣議決定）「第 2 の 9 水産関係団体の再編整備等」において、漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、漁業者の期待に応えていけるようにするため、漁協の自主的な経営・事業改革を促進する旨規定しており、本特例措置の目的（水産業等の体質強化による漁業経営の安定）と合致している。</p> <p>日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）において、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組みを強力に推進する」とされており、本特例措置の目的（水産業等の体質強化による漁業経営の安定）と合致している。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>特になし</p>
<p>ページ</p>	<p>26 — 2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>																																							
	政策の達成目標	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成 (平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 年間に本特例措置の下で、漁業協同組合等が取得する機械等の金額：3,544 百万円 (本特例措置を受けた投資額の割合 (平均)：27.3%))</p>																																							
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (2 年間)																																							
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																																							
	政策目標の達成状況	<p>本特例措置の下、漁協等により約 63～123 億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24 年度 (実績)</th> <th>25 年度 (実績)</th> <th>26 年度 (実績)</th> <th>27 年度 (実績)</th> <th>28 年度 (推計)</th> <th>29 年度 (推計)</th> <th>30 年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額 (A)</td> <td>1,176</td> <td>2,378</td> <td>1,442</td> <td>1,845</td> <td>1,888</td> <td>1,725</td> <td>1,819</td> </tr> <tr> <td>全投資額 (B)</td> <td>7,049</td> <td>12,285</td> <td>6,294</td> <td>5,170</td> <td>7,916</td> <td>6,460</td> <td>6,515</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>16.7%</td> <td>19.4%</td> <td>22.9%</td> <td>35.7%</td> <td>23.9%</td> <td>26.7%</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>寄与率</td> <td>10.7%</td> <td>4.7%</td> <td>5.5%</td> <td>6.4%</td> <td>16.6%</td> <td>17.0%</td> <td>17.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※寄与率の算出は、本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。 ※投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値 (実数)。 投資額の見込 (平成 28～30 年度) は直近 3 力年の平均値。</p>	区分	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (実績)	27 年度 (実績)	28 年度 (推計)	29 年度 (推計)	30 年度 (推計)	本特例措置を受けた投資額 (A)	1,176	2,378	1,442	1,845	1,888	1,725	1,819	全投資額 (B)	7,049	12,285	6,294	5,170	7,916	6,460	6,515	A/B	16.7%	19.4%	22.9%	35.7%	23.9%	26.7%	27.9%	寄与率	10.7%	4.7%	5.5%	6.4%	16.6%	17.0%
区分	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (実績)	27 年度 (実績)	28 年度 (推計)	29 年度 (推計)	30 年度 (推計)																																		
本特例措置を受けた投資額 (A)	1,176	2,378	1,442	1,845	1,888	1,725	1,819																																		
全投資額 (B)	7,049	12,285	6,294	5,170	7,916	6,460	6,515																																		
A/B	16.7%	19.4%	22.9%	35.7%	23.9%	26.7%	27.9%																																		
寄与率	10.7%	4.7%	5.5%	6.4%	16.6%	17.0%	17.2%																																		
※P 寄与率																																									

	<p>適用件数 (単位: 組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度 (推計)</th> <th>29年度 (推計)</th> <th>30年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数 (組合)</td> <td>2,175</td> <td>2,163</td> <td>2,138</td> <td>2,120</td> <td>2,102</td> <td>2,084</td> <td>2,066</td> </tr> <tr> <td>適用件数 (組合)</td> <td>43</td> <td>61</td> <td>47</td> <td>46</td> <td>51</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、漁業者を特定することが困難である。また、漁業者全体の適用件数を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における適用件数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。 ※平成28～30年度(見込)は直近3カ年の平均により算出。 ※所得税については、個人の漁業者について把握するのは困難であるため、漁業協同組合等の法人税の調査を行った。 ※生産性向上に資する設備に対する投資について、抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数とした。</p>	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	対象者数 (組合)	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066	適用件数 (組合)	43	61	47	46	51	48	48																								
	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)																																									
対象者数 (組合)	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066																																										
適用件数 (組合)	43	61	47	46	51	48	48																																										
<p>要望の措置の適用見込み</p>																																																	
有効性	<p>本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりであり、概ね経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。 拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象としており、漁業生産活動の向上を図るためには不可欠な見直しである。 本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (推計)</th> <th>29年度 (推計)</th> <th>30年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>217</td> <td>94</td> <td>99</td> <td>114</td> <td>102</td> <td>105</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>1,176</td> <td>2,378</td> <td>1,442</td> <td>1,845</td> <td>1,888</td> <td>1,725</td> <td>1,819</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>3,061</td> <td>6,190</td> <td>3,753</td> <td>4,802</td> <td>4,915</td> <td>4,490</td> <td>4,736</td> </tr> <tr> <td>寄与率</td> <td>10.7%</td> <td>4.7%</td> <td>5.5%</td> <td>6.4%</td> <td>16.6%</td> <td>17.0%</td> <td>17.2%</td> </tr> <tr> <td>本税制措置の経済波及効果</td> <td>327</td> <td>288</td> <td>205</td> <td>308</td> <td>814</td> <td>762</td> <td>816</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果については、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」から得られた投資額及び取得機械等の情報を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。なお、経済波及効果の見込(平成28～30年度)は、投資額(直近3カ年の平均値)及び取得機械等の分類の割合(直近3カ年の平均値)により算出。 ※寄与率の算出は、本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。 ※消費転換係数は0.73で算出。 ※経済波及効果は2次波及効果まで算定。 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 ※生産性向上に資する設備に対する投資について、抽出して減収額を算定することは困難であるため、全体数とした。</p>	区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	減収額	217	94	99	114	102	105	107	投資額	1,176	2,378	1,442	1,845	1,888	1,725	1,819	経済波及効果	3,061	6,190	3,753	4,802	4,915	4,490	4,736	寄与率	10.7%	4.7%	5.5%	6.4%	16.6%	17.0%	17.2%	本税制措置の経済波及効果	327	288	205	308	814	762	816
	区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)																																									
減収額	217	94	99	114	102	105	107																																										
投資額	1,176	2,378	1,442	1,845	1,888	1,725	1,819																																										
経済波及効果	3,061	6,190	3,753	4,802	4,915	4,490	4,736																																										
寄与率	10.7%	4.7%	5.5%	6.4%	16.6%	17.0%	17.2%																																										
本税制措置の経済波及効果	327	288	205	308	814	762	816																																										
<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>																																																	

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	平成 28 年度 強い水産業づくり交付金 <u>約 41 億円の内数</u>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	漁協等への設備投資に係る支援措置として、強い水産業づくり交付金の補助があるが、強い水産業づくり交付金は施設整備事業と一体となったものに限定されていることから、高価な高性能漁業機械等の導入を促進するためには、補助を含めた一体的な措置を講じる必要がある。
	要望の措置の 妥当性	高性能漁業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べて迅速に機能する本措置は、漁協等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。 拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象として追加し、上乘せ措置については、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備への見直し等を行うことで、漁業生産活動の向上にも資する制度とするものである。

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合)</td> <td>43</td> <td>61</td> <td>47</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>181 (181)</td> <td>69 (97)</td> <td>76 (106)</td> <td>86 (128)</td> </tr> </tbody> </table>		24年度	25年度	26年度	27年度	適用件数(組合)	43	61	47	46	減収額(百万円)	181 (181)	69 (97)	76 (106)	86 (128)
		24年度	25年度	26年度	27年度											
適用件数(組合)	43	61	47	46												
減収額(百万円)	181 (181)	69 (97)	76 (106)	86 (128)												
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)</p> <p>42の6 単体法人・特別償却 31,654件 320,092百万円 "・税額控除 29,773件 20,998百万円</p> <p>68の11 連結法人・特別償却 74件 7,121百万円 "・税額控除 37件 391百万円 (適用業種全体の総数であること。)</p> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、漁業者を特定することが困難である。また、漁業者全体の適用件数を把握することも困難であるため、漁協等における適用件数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p>															
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置により、漁協等による機械等に対する投資促進が図られ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額</td> <td>1,176</td> <td>2,378</td> <td>1,442</td> <td>1,845</td> </tr> </tbody> </table>	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	本特例措置を受けた投資額	1,176	2,378	1,442	1,845					
区分	24年度	25年度	26年度	27年度												
本特例措置を受けた投資額	1,176	2,378	1,442	1,845												
前回要望時の達成目標	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成</p> <p>(平成26年度及び平成27年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額: 2,458百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均): 17.7%))</p>															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成26年度及び平成27年度の2年間に漁協等が取得する機械等の実績見込みは3,287百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均): 28.7%)である。</p> <p>水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の災害や燃油価格の高騰等により、その体質強化は十分に進んでいない。よって、引き続き本特例措置により設備投資の促進を図る必要がある。</p>															
これまでの要望経緯	<p>創設:平成10年4月総合経済対策 延長:平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年、24年、26年 拡充(生産性向上に資する設備に対する投資への優遇措置):平成26年度</p>															